

広島市教育委員会告示第8号
令和8年3月30日

広島市文化財保護条例（昭和43年広島市条例第20号）第3条第1項の規定により、令和8年3月30日付けで別記の物件について、広島市指定重要文化財に指定したので、同条例第3条第3項の規定により告示します。

広島市教育委員会

広島市指定重要文化財

指定区分	広島市指定重要有形文化財（彫刻）
名称	もくぞうこんごうりきしりゅうぞう 木造金剛力士立像
所在地	広島市安佐北区可部町綾ヶ谷 2 5 1
所有者	氏名 宗教法人福王寺 住所 広島市安佐北区可部町綾ヶ谷 2 5 1
員数	1 対
概要	ヒノキ材。寄木造、内刳りあり。 (1) 阿形像（開口） 像高：258.1cm (2) 吽形像（閉口） 像高：256.3cm 時代 平安時代後期（12世紀）
文化財的価値について	本像は、動勢が抑制的で、全体のプロポーションに占める頭部の比率が大きく、体部正面の量感を控えめに表すなど、平安後期の様式的傾向を明瞭に示す作例である。深い内刳りの仕様も像容と整合し、制作年代を平安後期とする根拠となる。両足先や髻、表面の赤色顔料などに後補は認められるものの、面貌表現は的確で、体部の彫技および衣文表現にも破綻がなく、優品である。

広島市指定重要文化財

指定区分	広島市指定重要有形文化財（歴史資料）
名称	^{にんのう ごこくほんにやほら みつきょうほんぎ} 仁王護国般若波羅蜜 經 板木
所在地	広島市安佐北区可部町綾ヶ谷 2 5 1
所有者	氏名 宗教法人福王寺 住所 広島市安佐北区可部町綾ヶ谷 2 5 1
員数	6 枚
概要	板木（サクラ材（推定））※両面に陽刻 （縦×横×厚さ） (1) 24.8cm×87.3cm×2.6cm (2) 24.3cm×89.2cm×2.4cm (3) 23.7cm×84.8cm×2.8cm (4) 24.4cm×71.7cm×3.2cm ※一部欠損 (5) 24.3cm×86.0cm×2.8cm (6) 23.2cm×85.7cm×2.4cm 時代 鎌倉時代
文化財的価値について	^{にんのう ごこくほんにやほら みつきょう にんのうぎょう} 仁王護国般若波羅蜜 經（仁王 經）は、護国三部經のひとつとして国家鎮護を祈念する法会（ ^{にんのうえ} 仁王会）において唱えられていた經典である。 本板木は、版下の書風を良好に残す刻字を備えることなど春日版形式に通じる特徴を示し、厚く重みがあることから、鎌倉期に遡る可能性が高い。 また、当寺には江戸期の板木も伝存しており、中世から近世にかけて、当寺で出版活動が行われていた可能性を示唆している。 このように、本板木は、經典の相当部分がまとまって残る点及び伝来状況から、中世における印刷文化史を物的に裏付ける歴史資料であるとともに、当地域における鎌倉期に遡る板木の現存例としても希少である。